

福岡ベンチャークラブ規約

(名称)

第1条 本会は、「福岡ベンチャークラブ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、新事業の創出や事業拡大に取り組むベンチャー企業を育成することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流会の開催
- (2) セミナー等の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) フクオカベンチャーマーケットにおいて、ビジネスプランの発表を行った企業
- (2) 海外展開等新たな分野に挑戦する企業
- (3) 本会の趣旨に賛同し、第2条の目的に寄与すると認められる企業

(入会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。ただし、前条第1項第2号及び第3号に基づき入会する場合には、会員2名以上の推薦を要する。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

- 2 会員に本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、当該会員を退会させることができる。
- 3 会長は、本会の入会金を請求から2ヶ月以内に納めない会員については、当該会員を退会させることができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 監事 2名以内
 - (4) 理事 10名以内
- 2 会長、副会長及び監事は会員の中から総会において選任する。
 - 3 理事は、会員の中から会長が指名する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に重要な事項について会長の諮問に応じる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

4 理事は、本会の事業執行に関する事項について審議する。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 総会は、本規約で別に定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する事項について審議、決定する。

(役員会)

第11条 本会の事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理するため、役員会を置く。

2 役員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 会長は、緊急を要する事項について書面による表決を求め、役員会の議決に代えることができる。この場合においては、速やかに表決の結果を役員に報告しなければならない。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、入会金及びその他の収入をもってあてる。

(入会金)

第13条 本会の入会金は、1万円とする。

(会費)

第14条 本会の会費は無料とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、福岡県ベンチャービジネス支援協議会ベンチャーサポートセンターに事務局を置く。

(補則)

第17条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、平成10年 2月23日から施行する。

2 本規約は、平成13年 9月 6日から施行する。

3 本規約は、平成16年 9月10日から施行する。

4 本規約は、平成18年 9月 1日から施行する。

5 本規約は、平成25年 4月 1日から施行する。

6 本規約は、平成25年 8月 1日から施行する。

7 本規約は、平成26年 8月 1日から施行する。

8 本規約は、平成27年 8月 1日から施行する。